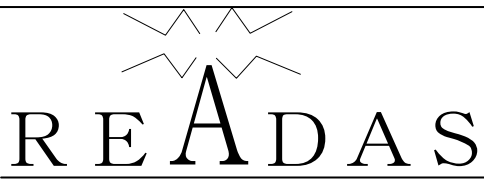


第 4689 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月15日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 特定震災指定寄附金

**Q**：昨年、特定震災指定寄附金を支出しました。確定申告はどのようにしたらいいですか？

**A**：寄附金控除（所得控除）か寄附金特別控除（税額控除）のいずれか有利な方を選択適用することができます。

### 【解説】

所得税では、災害関連寄附金のうち特定震災指定寄附金については、寄附金控除（所得控除）か寄附金特別控除（税額控除）のいずれか有利な方を選択適用することができます。

#### ① 寄附金控除

（震災関連寄附金の額の合計額＋震災関連寄附金以外の寄附金の額の合計額(A)）－ 2千円＝寄附金控除額

（注1）(A)は所得金額の40%相当額が限度となります。

（注2）寄附金の額の合計額は所得金額の80%相当額が限度です。

#### ② 寄附金特別控除

（その年中に支出した特定震災指定寄附金の額の合計額－ 2千円）×40%＝特定震災指定寄附金特別控除

（注1）寄附金の額の合計額は、原則として所得金額の80%相当額です。

（注2）特別控除額の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

なお、①及び②の算式における2千円は、寄附金控除と寄附金特別控除と併せて2千円です。

